

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		
年 月 日		
群馬県知事 あて		
届出者		
ふりがな		
住 所		
ふりがな		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 () -		
郵便番号 □□□-□□□□		
年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る		
以下の事項について廃止（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の 内容（規則第10条 の10第1項第2 号に掲げる事項を 除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな)	住 所	
名 称		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
廃止又は変更の 理由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

新旧対照表（役員・株主・政令使用人）

[illegible]

※ 新旧ともにすべての役員、株主、政令使用人等を記載すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙 1 2

収 集 運 搬 車 両 及 び 運 搬 容 器 一 覧 表

	車 体 の 形 状	最 大 積 載 量 (kg)	登 録 番 号	自 動 車 検 査 証 の 使 用 者 名	新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止 の 区 分 (○で囲む)
1					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
2					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
3					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
4					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
5					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
6					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
7					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
8					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
9					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
10					新 規 ・ 継 続 ・ 廃 止
運 搬 容 器 の 種 別		容 量	数	収 納 (運 搬) す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	

(記載例)

	キャブオーバ	3000kg	群馬11あ2222	〇〇株式会社	
--	--------	--------	-----------	--------	--

ドラム缶	200L	10	汚 泥
------	------	----	-----

(留意事項)

- ◆ 申請者と自動車検査証上の使用者が異なる場合には、賃貸借契約書等、使用権原を証明する書類を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。
- ◆ 車両変更の場合は、自動車検査証及びカラー写真（様式第六号の二 第6面）を添付すること。

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。
	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。
	撮影 年 月 日

政令使用人に関する申立書

年 月 日

群馬県知事 様

住 所
氏 名

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する「政令で定める使用人」であることを証します。

また、下記のとおり組織を編成しております。

【政令使用人】
(役職名) 氏 名

【組織図】